○国土交通省令第六十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第三項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月十二日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令

航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（管轄区域） **第一条**　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。		（管轄区域） **第一条**　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。	
航空交通管制部	管轄区域	航空交通管制部	管轄区域
札幌航空交通管制部	北緯四五度三五分八秒東経一四一度五六分三六秒の地点、北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点、北緯四四度一七分五二秒東経一三九度三分四七秒の地点及び北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度二四分四二秒の地点を順次に結んだ線、同地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度四五分四八秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一三九度五九分四八秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一四一度四九分四七秒の地点、北緯三九度四八分一〇秒東経一四二度一〇分四七秒の地点、北緯四〇度一〇秒東経一四二度三四分四七秒の地点及び北緯四〇度三二分一〇秒東経一四三度五三分四六秒の地点を順次に結んだ線（以下「A線」という。）並びに同地点、北緯四〇度三三分一〇秒東経一四三度五五分四六秒の地点、北緯四一度一〇秒東経一四四度四六秒の地点、北緯四三度一分一秒東経一四六度三〇分五三秒の地点、北緯四三度一六分二秒東経一四五度四五分三三秒の地点、北緯四三度四一分東経一四五度一六分四二秒の地点、北緯四四度五分五三秒東経一四五度七分四五秒の地点及び北緯四五度三五分八秒東経一四一度五六分三六秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域	札幌航空交通管制部	北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点から二九九度に引いた線（以下「A線」という。）、同地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度四五分四八秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一四一度四九分四七秒の地点、北緯三九度四八分一〇秒東経一四二度一〇分四七秒の地点、北緯四〇度一〇秒東経一四二度三四分四七秒の地点、及び北緯四〇度三二分一〇秒東経一四三度五三分四六秒の地点を順次に結んだ線（以下「B線」という。）、同地点、北緯四〇度三三分一〇秒東経一四三度五五分四六秒の地点及び北緯四一度一〇秒東経一四四度四六秒の地点を順次に結んだ線並びに同地点から四三度に引いた線以北の区域（本邦及びこれに近接する区域に限る。）
東京航空交通管制部	A線、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度二四分四二秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点、北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点、北緯三七度四八分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度二五分二一秒東経一三七度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度一分一三秒東経一三八度三八分の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三五度三分東経一三七度一三分三〇秒の地点、北緯三四度四五分八分五一秒東経一三六度五〇分四五秒の地点、北緯三四度四五分	東京航空交通管制部	B線、北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点、北緯三七度四八分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度二五分二一秒東経一三七度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度三分五〇秒東経一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三五度三分東経一三七度一三分三〇秒の地点、北緯三四度五八分五一秒東経一三六度五〇分四五秒の地点、北緯三四度四五分四四秒東経一三六度五分二五秒の地点、北緯三四度一六分三四度四五分一四秒東経一三六度一八分五九秒の地点、北緯三四度一六分